



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

vol.13
2017

公益社団法人 日本仲裁人協会 理事長／川村明 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
TEL 03 (3580) 9870 FAX 03 (3580) 9899 http://arbitrators.jp/
発行責任者／事務局長・市毛由美子 編集責任者／事務局次長・天白達也

「日本国際紛争解決センター（仮称）」の構想

副理事長 小原 望

1 事業のグローバル化と国際紛争の増加傾向

最近、人・物・資本の国境を越えた移動が盛んとなり、事業活動のグローバル化が進んでいる。かつては国際取引と言えば大企業が中心であったが、この頃は国際的な価格競争の観点から製造業では安い部品を海外から調達したり、工場を海外へ移転したりする場合が増えている。

このような現象は製造業だけではなく、コンビニ、スーパー等のサービス業も広大な市場を海外に求めての海外進出が盛んになっており、ボーダレスな事業活動は業種を問わず、今度益々増大する傾向にある。

2 政府による中小企業の海外進出支援

日本政府も中小企業の海外展開を支援するために予算措置を講じ、様々な対策をとっている。例えば、販売先の紹介、市場調査・マーケティングの支援・情報提供、従業員への研修・セミナーの実施、法制度・商慣習に関する情報の提供・相談、事業計画の策定支援、信頼できる提携先・アドバイザーの紹介、各種専門家の派遣、公的な融資制度の拡充等の支援策を、ジェトロ（JETRO）、中小企業基盤整備機構、地方自治体、商工会・商工会議所、政府系金融機関等を通じて活発に行っている。従って、日本企業の海外進出はかかる支援策により、従来に比して容易になっており、成熟した日本のマーケットだけでなく広大な海外のマーケットを目指して、今後益々増加していくものと思われる。

3 企業の海外進出に伴う国際紛争の増加

このような日本企業の海外進出に伴い必然的に生じるのが、国際紛争の増加である。海外では法律、商慣習、行政による規制等が異なることから、日本企業にとっては不慣れなことが多く、日本国内とは異なったトラブルが発生しやすくなる。かかる場合の国際紛争をどちらかの当事者の国の裁判で解決しようとすれば、裁判官はその国の特別公務員であり、使用言語もその国の言語が強制され、他の当事者にとって著しく不都合である。

4 国際紛争とADR

このような事情から国際紛争の解決に関しては、仲裁や調停等のADRが多用されている。ADRは私的紛争解決方法であり、当事者の合意により仲裁人・調停人等が選任されるので中立性が確保でき、手続きや使用言語も当事者の合意で決められ、秘密性が保持され、比較的迅速に解決できる。また国際仲裁はいわゆるニューヨーク条約で外国仲裁判断の執行が可能とされていることから、最近の国際紛争の解決には国際仲裁が多用される傾向にある。また、国際投資協定等の国際条約では紛争の解決が国際仲裁によることが定められていて、その重要性は更に大きくなっている。しかしながら前記政府の中小企業の海外進出支援策の中にも「国際紛争解決」という独立の項目はなく、日本企業の海外進出に伴う国際紛争解決方法のインフラ整備は明確な対象となっていないのが現状である。



香港・HKIAC の Hearing room

5 最近の東南アジアにおける国際仲裁インフラ整備

東南アジアの諸国では、以前より自国を国際紛争解決センターにしようとする目的で国際仲裁センターを充実しようとした動きがあったが、前記の如き国際情勢の下で、経済的に活気づいている東南アジア諸国では、ここ数年官民あげて国際仲裁のインフラ整備に励んでいる。

その代表的な例としては「香港国際仲裁センター」(Hong Kong International Arbitration Centre, HKIAC)（香港では、2017年には香港政府によりHKIACのみならず、各国の仲裁機関や仲裁実務家の法律事務所も入居できるADRセンターが建設される予定である）、「シンガポール国際仲裁センター」(Singapore International Arbitration Centre, SIAC)（シンガポール政府は2009年に世界初の複合型紛争解決施設 Maxwell Chambers を開設したが、同施設内にはICCやAAA-ICDR等の欧米の主要仲裁機関や仲裁専門の法律事務所のオフィスがある）、「クアラルンプール地方仲裁センター」(Kuala Lumpur Regional Center for Arbitration, KLRCA)（マレーシアでは2014年に元シャリア（イスラム法）裁判所の建物を全面改装した紛争解決センターが設けられた（費用は政府負担）。19の審問室と22の準備室があり、同施設内にはPCAやCIArb、ADRを専門とする法律事務所等のオフィスがある）、「ソウル国際紛争解決センター」(Seoul International Dispute Resolution Center, SIDRC)（2013年に韓国政府、ソウル市、KCABおよび韓国弁護士会の支援によりSIDRCが設立された）、「ムンバイ国際仲裁センター」(Mumbai Centre for International Arbitration, MCIA)（インドをアジアにおける国際経済紛争解決の一大拠点とすべく、2016年にムンバイにMCIAが設立された）がある。

これらのセンターにはいずれも立派な設備があるが、シンガポールのMaxwell Chambersの例で言うと、10の法廷、12の準備室があり、更にWi-Fiインターネット、文書保管施設、オーディオ・ビデオ会議システム、通訳・翻訳サービス、複写サービス、仲裁当事者用に完備された事務室（パソコン、FAX、電話、コピー機）、技術サポート・秘書サービス、仲裁の機密性を確保する建物警備等が完備されている。



Maxwell Chambers の外観



Maxwell Chambers の Hearing room

6 日本の国際仲裁機関

わが国には海運業者の仲裁のための日本海運集会所は古くからあるが、通常の国際商事紛争解決のための国際仲裁機関としては一般社団法人日本商事仲裁協会 (The Japan Commercial Arbitration Association, JCAA) がある。主な事業は仲裁・調停、広報、ATAカルネ、SCCカルネである。しかしながら国際仲裁事件数は最近10年間で年間1127件にすぎず、諸外国と事件数を単純に比較しても著しく少ないが、東南アジアの前記国際仲裁の活発な国との経済力の差を考慮すれば、GDP（国内総生産）世界第3位の日本の企業のニーズに応えていると到底言える数ではない。現状では日本企業とその関係先外国企業との国際経済紛争のほとんどが、日本以外の国際紛争解決機関で解決されているということになる。

JCAAの事務所はいずれも小さな貸借事務所であり、仲裁法廷、同時通訳ブース等諸外国に完備されているような設備は全くない。公的な財政的援助はなく、最近東南アジア諸国で進められているインフラ整備と比較すると日本の国際仲裁インフラ整備は著しく遅れていると言える。

7 急がれる日本の国際紛争解決インフラ整備

日本は戦後の官民一体となっての産業振興策が功を奏し、世界の経済大国と言われるまでになった。しかし国際紛争の合理的な解決は国際取引には不可欠である。法的紛争の解決は司法分野の問題と解されていたためか、政府の産業振興支援の主たる対象に含まれていなかった。そのため日本企業が経済力をつけ諸外国の企業から攻撃されるようになると、多くの日本企業は国際経済紛争で苦労することとなった。大企業の場合は社内に語学もできる優秀な社員が多いことから、内外の法律事務所の協力を得て海外での訴訟、仲裁案件等の処理がされてきた。しかしながら今後は中小企業の海外進出も活発となり、これらの中小企業が海外での紛争に巻き込まれる場合が増えてくる。中小企業の場合は社内の法務スタッフも充分とは言えず、海外での経験も限られている。したがって日本企業にとって国際紛争解決のための仲裁機関等の国内のインフラ整備は急を要する問題である。日本政府の「中小企業等の海外展開支援」の一環として、日本企業の国際紛争解決のためのインフラ整備支援が望まれる。

8 「日本国際紛争解決センター（仮称）」の構想

わが国においても、前記東南アジアの諸国のように、政府、自治体、経済団体等の財政的支援を得て「日本国際紛争解決センター（仮称）」を設立し、バイリンガルスタッフを含む事務局の常置、国際紛争解決方法に関する情報の収集、国内の法整備を行い、仲裁法廷、仲裁人準備室、当事者準備室、同時通訳設備、テレビ会議システム、資料の翻訳サービス等も充実させ、これらをJCAAを含むあらゆる国際ADR機関が利用可能とする。そして、国際セミナー、広報活動等により、日本から世界に対し、日本において

国際紛争を解決し得る人的・物的設備のあることが周知されるようにし、日本における国際仲裁等の事案を増加させるとともに、諸外国の同等の機関とも協力関係を発展させる（当事者の国以外の第三仲裁地として選択されやすいようにする）ことが必要と思われる。

9 自由民主党の中間提言

平成28年5月24日自由民主党政務調査会司法制度調査会は「『法の支配』を基盤とする『日本型司法制度』～ソフトパワーとしての『司法外交』の展開」～を中間提言として公表された。

その第2「経済の国際化・グローバル化に起因する多様な紛争に対処する能力の向上」の2.「具体的な施策」として、1)「国際的な紛争解決のための体制整備」と2.「海外における日本企業・邦人にたいする法務サービスの提供」が掲げられている。しかしその1)の中に前記東南アジア諸国のような国際紛争解決方法（仲裁・調停）のインフラ整備への具体的な言及はされていない。

最近の政府・自民党等における熱心な日本企業の海外進出支援の一環として、是非国際紛争解決方法のインフラ整備を加えて頂き、日本が東南アジアにおける国際紛争解決のハブとなれるような公的支援を切に望む次第である。

ロシア仲裁協会との共催セミナーの開催

常務理事（立教大学教授・弁護士） 早川吉尚

2016年3月28日の10時から13時にかけて、弁護士会館・クレオにおいて、本協会とロシア仲裁協会による共催セミナー「ロシアにおける商事仲裁その他紛争解決の実情と諸問題」が開催された（大阪弁護士会館での中継もなされた）。ロシア仲裁協会との共催セミナーは本協会としては初めての試みであり、一般社団法人日本商事仲裁協会、独立行政法人日本貿易振興機構、東京商工会議所、大阪商工会議所、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、大阪弁護士会といった組織・機関の後援をいただいた他、ロシア連邦弁護士連合会からの後援もいただいた。

同セミナー開催の構想は、そもそも、2014年秋に開催されたIBAの東京での年次大会の際に、川村明・本協会会長・前IBA会長のご尽力の下、日本弁護士連合会とロシア連邦弁護士連合会が友好協定を締結したことによる端を発する。その後、両弁護士連合会の間においては、2015年5月にサンクトペテルブルグで開催された“International Legal Forum”の場において、両弁護士連合会の今後の協力関係につき協議がなされ（筆者も当該協議に参加させていただいた）、2016年秋における両弁護士連合会の共催による東京でのセミナーが構想された。

他方で、同Forumの期間中に、本協会とロシア仲裁協会の間においても協議がなされ、上記の両弁護士連合会の共催セミナーの前、すなわち、2016年春に、両協会による共催セミナーの開催が決定した（筆者も当該協議に参加させていただいた）。両協会はかねてから友好関係を保っており、2015年4月にモスクワで開催された同協会主催のシンポジウムにおいては本協会を代表して筆者が、その翌年4月のシンポジウムにおいては宍戸一樹・本協会事務局次長が、それぞれスピーカーを務めさせていただいている。

以上のような経緯の下、桜の開花とともに開催された本セミナーであったが、その第一部は、Elena Borisenko前・ロシア連邦法務副大臣によるロシア連邦・新仲裁法の立法作業状況を中心とした基調講演であった。また、第二部においては、Vladimir Khvalei氏による新しい仲裁機関の設立構想を中心としたロシアの商事仲裁の最新状況の報告、Andrey Zharskiy氏によるロシア連邦裁判所の最新動向の報告、David Goldberg氏によるロシア企業を当事者とする紛争のロシア外における解決手続状況の報告、さらには、Alevtina Kamelkova氏によるロシア企業の視点からの国際商事仲裁の重要性に関する報告がなされた。これらに対し、筆者から、ロシアへ投資を行う日本企業の視点からコメントが加えられ、さらに、小原淳見・本協会国際交流委員会委員長によるコーディネートの下、パネルディスカッション、フロアとの質疑応答が行われた。

当日の議論の中心は、ロシアの新仲裁法案の内容、そして、新しい仲裁機関の設立構想であったが、驚くべきは、本セミナーの後、2016年10月11日に開催された両弁護士連合会共催によるセミナーにおいて、新仲裁法の制定、新仲裁機関の設立が報告されたことである。そのスピード感については、本協会、わが国の法曹関係者が見習うべきところ大と言わざるを得ず、その意味でも、今後も同協会との様々な形での交流が望まれよう。

本セミナー終了後は、日比谷公園内の会場において、着席形式での昼食会が開催された。桜の花の下、ロシアからの参加者と本協会の会員の間における歓談は大いに盛り上がった。

YJAAの活動報告～ICDR Y&Iとの共同国際仲裁セミナー～

国際仲裁・ADR委員会共同委員長 井上 葵

YJAA (Young Japan Association of Arbitrators) は、仲裁・調停に关心のある若手実務家による、専門知識・実務経験の共有や実務家同士の交流等を目的として、2015年に設立されたJAAの下部組織です。JAAの会員で、申込時点での年齢が40歳以下であれば誰でもYJAAの会員として参加することができます。

YJAAの活動として、主に若手実務家向けのセミナー・イベント等を企画・実施しています。2016年9月12日には、弁護士会館にてアメリカ仲裁協会(AAA)の国際部門ICDRにおける40歳以下の実務家による団体ICDR Y&I(ICDR-Young and International)と共同で、国際仲裁セミナーを開催しました。本セミナーでは「Hot Topics in International Arbitration」をテーマに、3つのトピックについて英語による発表・パネルディスカッションと参加者による質疑応答が実施されました。

最初のトピックは「New Procedural Developments for Increased Efficiency in International Arbitration」と題して、Summary Dismissalや緊急仲裁人手続など、国際仲裁の効率的運営のために近年導入されている手続について発表・議論がされました。鈴木毅弁護士(YJAA委員長)がモダレーターを、Lars Markert弁護士がスピーカーを務めました。

次に、「Advantages and Disadvantages of National Views Influencing International Arbitral Procedure」をテーマに、各国の国内裁判手続におけるアプローチが国際仲裁手続に与える影響等について発表・議論がされました。小川新志氏がモダレーターを、中原千繪弁護士及びMichael Mroczenk弁護士がスピーカーを務めました。

最後に、「Access to International Arbitration for Young Practitioners」と題して、若手実務家が国際仲裁分野で活躍する方法等についてパネルディスカッションが行われました。館野智洋弁護士がモダレーターを、前田葉子弁護士、Maguelonne de Brugiere弁護士及びJoel Greer弁護士がスピーカーを務めました。

また、本セミナー終了後に近隣の店に移動して懇親会を開催し、参加者同士で大いに親睦を深めました。

YJAAは、今後も仲裁・調停に关心のある若手実務家向けのセミナー等を企画・開催していく予定です。JAAウェブサイトにてYJAA入会申込書を掲載していますので、若手の会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

国際仲裁実務研修講座

国際仲裁・ADR委員会共同委員長 河端雄太郎

国際仲裁・ADR委員会(以下「本委員会」といいます。)が、企画・運営し、2016年11月28日(月)及び同月29日(火)に実施いたしました「国際仲裁実務研修講座」(以下「本研修講座」といいます。)について、ご報告いたします。

本委員会では、日本仲裁人協会(JAA)の会員及び一般向けに、国際仲裁手続に関わるために必要な理論及び実務の習得を目的とする研修講座の開設に向けた準備を進めており、その一環として、JAA主催による模擬国際仲裁(2012年実施。以下「模擬国際仲裁」といいます。)の録画映像及び資料を題材とする教材を作成するなどしております(副教材として「国際仲裁教材」を2015年に出版していることは、既にご報告しているとおりです。)。

模擬国際仲裁は、仲裁手続に関する依頼者と仲裁代理人弁護士とのQ&Aセッション(クライアントミーティング)、仲裁準備会並びに証拠調べ及び弁論期日(証人尋問)の三部構成になっておりますところ、仲裁準備会に関する研修用のスライド資料は、本委員会のメンバーのご尽力により過去に作成され、JAA会員向け行事やロースクールの授業で活用されていましたが、クライアントミーティングと証拠調べ及び弁論期日(証人尋問)については、本研修講座のために、加藤啓会員や本研修講座の講師を中心に、新しく作成されたものです。

2016年11月に実施された本研修講座では、手塚裕之常務理事、古田啓昌理事、高取芳宏常務理事及び井上葵国際仲裁・ADR委員会共同委員長が講師を務められました。2日間に亘る研修であったにもかかわらず、仲裁実務家を中心に30名以上の申し込みがありました。本研修講座は、JAA主催の模擬国際仲裁に関する資料等を活用する企画でしたが、模擬国際仲裁で取り上げられた論点以外にも、各講師から最新の理論や実務に関する解説があり、受講者にとって有意義なものであったと考えております。なお、2日間の研修を完了した受講者には、研修修了証書を交付しております。

今後とも、国際仲裁・ADR委員会では、本研修講座を実施することで得られた経験とノウハウ、作成資料をもとに、JAA会員・一般向けの研修を充実させていきたいと考えております。

国際家事調停人養成研修を終えて

理事 レビン小林久子

2016年11月、大阪において国際家事調停人養成研修が日本仲裁人協会主催、大阪弁護士会及び公益社団法人民間総合調停センターの後援によって開催された。研修の目的は、国際的な子の連れ去り問題（通称ハーグ事案）に対応できる、対話促進型調停能力を備えた国際家事調停人の養成である。このやや押し潰されそうな大目的を達成するために、本研修では特に二つの点が重視された。ひとつは、受講者が希望すれば、スキルの練習やロールプレイを英語で行うことができるということであり、もうひとつは、一回のロールプレイに90分から2時間という、破格の長さの時間が割り当てられたことである。以下にこの二点について述べていく。



ハーグ事案の難しさは、当事者の一方が海外在住の外国人／日本人であるということに尽きる。この事実は、言語と資金と時間という三種類の困難を調停にもたらす。加えて、調停手続きを6日以内に終了しなければならないという法的縛りも存在する。こうした困難を解消する一つの手段として考えられたのが、調停言語を日本語ではなく英語にすることである。それによって、調停時間の短縮と通訳費用の節約が可能になり、言葉が原因の誤解の回避も期待できるようになる。

しかしながら、調停言語を英語にするということは、その分、日本人調停人の負担が重くなることに通じる。だが、国際家事調停の経験を通じて英語で調停ができるようになれば（そして、それはそれほど難しいことではないと筆者は考える）、国際商事調停やその他の涉外事案も関与できるようになり、結果として、弁護士としての職域拡大に役立つことになる。思うに、日本の法曹は国際化という点において、ずいぶん長い間足踏みをしていた。日本人の特性、そのまじめさ、誠実さ、思いやりの深さなどを考えたとき、日本人弁護士が世界の舞台で必要とされる調停人になることは疑いない。

周知のことだが、中立性の確保という観点から、調停人は当事者とは無関係のグループ・地域・国の人から選ばれる。このことを考えると、アジアに位置しながらそれほどアジア的でない日本人、反対に、暮らしぶりや考え方が非常に西欧的でありながら西洋に属していない日本人は、その特性だけでなく、地理的環境においても、世界の中で最も調停人になるのにふさわしい人たちと言えないだろうか。ビジネスやテクノロジー、芸術や学術の分野における我が同胞の活躍を見るにつけ、日本人弁護士も、もっと国際的に活躍して欲しいと願うのは筆者だけではないはずだ。

次に長時間にわたるロールプレイだが、これは、受講者が話し合いの流れを実感するために用意されたものである。調停の話し合いは、通常、2～3時間ほど続くのだが、その間には、話し合いがうまく進むときもあれば、そうでないときもある。大切なことは、調停人がそのことを知っており、体験しておくことで、それによって、暗礁に乗っても、慌てたり、パニックにならないですむ。長いロールプレイは、受講者にそれを教えてくれるのだ。

話し合いが、うまく進むときは良いが、当事者同士がそっぽを向いて口を閉じてしまうときは問題だ。そんなとき、調停人は当事者をなだめ、さとし、元気づけ、口を開かせ、話し合いを続けさせなければならな

い。要するに、当事者は、「もう話し合いは止めた、帰る！」と言えるのだが、調停人がそれを口にすることはできないということだ。長いロールプレイはそのことも教えてくれる。さらに、暗礁から抜け出す手立ては、事件や状況によってそれぞれであり、一般論でひとくくりできるものでもない。調停において普遍的に使える便利な「傾向と対策」は存在しない。だが、自力で難しい話し合いをリードする充実感はたっぷり味わうことができ、それが調停の醍醐味でもある。一度でもその醍醐味を経験すると調停に「はまる」こと請け合いだが、それも長いロールプレイなら実感できるはずだ。

筆者は研修の講師を務め、研修プログラムの作成も担当した。それなりに熟考し、工夫して構築したプログラムではあるが、英語で研修を受けることを受講者がどう受け取るかという不安は最後まで残った。幸い、若い弁護士たちを含む総勢32名の受講者たちは、怯むどころか、返ってチャレンジ精神を刺激されたようだった。今後は、できるだけ早い時期に、彼らが調停の醍醐味を実感し、調停にはまって欲しいと願うのみである。



研究委員会の活動報告

研究委員会 事務局次長 関戸 麦 並木重伸

1 研究事業

研究委員会では、2016年度の研究事業として、計10回の研究会が開催されました。具体的には、「国際仲裁における追加当事者の手続参加の実務」、「モンゴルの調停制度－0からの制度構築－」、「日本の当事者が関与する紛争にとってなぜDIS仲裁が理想的な選択肢となり得るか」、「Alternative Dispute Resolution Schemes introduced by the Law Society of Singapore/ Singapore's Updated Dispute Resolution Framework: The SIAC Rules 2016 and the SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol」「スポーツ仲裁裁判所におけるオリンピック関連事例の紹介」、「国際仲裁における仲裁人選定の実務」といった国際的な仲裁・ADRに関するテーマや、「建設工事紛争審査会における紛争解決の実務」、「医療領域における院内メディエーターについて」、「日本ADR協会の活動の紹介」、「仲裁合意の主観的適用範囲について」といった我が国における仲裁・ADRに関するテーマで、活発な報告・検討が行われました。2017年度も、仲裁・ADRに関する議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究委員会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及びADRの普及・啓発を図る」という目的の活動の一環として、当協会の研究会の成果を「仲裁・ADRフォーラム(Arbitration & ADR Forum)」と題する紀要にまとめ、継続的に出版しております。2016年6月には、11名の執筆者の方からご寄稿いただき、最新刊となる第5号を発刊することができました。研究会でご報告いただいた皆様には、引き続き紀要へのご寄稿をお願いしており、次号の発刊へ向けた作業も着々と進んでおります。今後も仲裁及びADRに関する最新のデータと幅広いトピックを盛り込んだ紀要をお届けできるかと存じますので、どうぞご期待ください。

関西支部便り

関西支部事務局長 小林和弘

平成 28 年は、岡田春夫新支部長のもと、関西支部の総力を合わせて、活動を広く展開させるよう努力しました。その一環として、平成 28 年 10 月 3 日、副支部長の山口孝司弁護士にパネルディスカッションに入っていたとき、国際紛争解決セミナー「韓国仲裁の最新事情—KCAB と JCAA の実務上の相違点—」を開催しました。平成 29 年も、担当副支部長に頑張っていただき、中国の仲裁や民事調停等のセミナーや研究会を開催したいと思っております。

なお、関西の中小企業のアジア諸国への進出に関連して、上記韓国仲裁に関するセミナー以外に、平成 28 年 1 月 27 日に SICC シンガポール国際商事裁判所・国際裁判官レイエス教授による「仲裁ワークショップ」及び平成 28 年 7 月 20 日にセミナー「シンガポールにおける紛争解決・国際仲裁実務の最前線」を開催しました。

また、平成 26 年から、ハーグ条約対応委員会と共同して、「英語による国際家事調停人養成研修」を開催してきましたが、その講師でいらっしゃったレビン小林久子先生が、副支部長を退任されて、顧問に就任されました。レビン小林久子先生のこれまでの関西支部への貢献に本当に感謝いたします。また、今後も、ご指導いただければと思います。

最後に、平成 28 年 12 月 8 日の理事会で「京都国際調停センター」設立準備委員会を設立することが決議されました。京都は、本当に観光地として名高く、ビジネス中心の東京や大阪と異なり、国際調停の場所としては適切であろうと思います。京都に国際調停センターができるよう、関西支部としても全面的な協力をしていきたいと思います。

「仲裁の日」記念行事セミナーのご案内

常務理事 高取芳宏

SIArbによる国際仲裁研修プログラム -日本における仲裁振興への協力と将来-

Singapore Institute of Arbitrators (SIArb)
President: Leng Sun Chang 弁護士

日時：2017年3月1日（水） 17：00～19：00（16:40より受付開始）

会場：（東京）日弁連会館 17階 1701・1702会議室 （大阪）大阪弁護士会 12階 1205会議室（TV中継）

仲裁の日の記念行事セミナーとして、本年度は、Singapore Institute of Arbitrators (SIArb) の President である Leng Sun Chang 弁護士にご講演いただくことになりました。公益社団法人日本仲裁人協会 (JAA) と SIArb とは、相互に仲裁・ADR 等の教育、トレーニング及び啓発のための経験や努力について共有・協力を推し進めるため、2016 年 1 月 15 に覚書を締結しました。Leng Sun Chang 弁護士からは、仲裁・ADR 等の教育、トレーニング及び啓発のノウハウについてお話しいただく予定であり、引き続き JAA 会員も交えたパネルディスカッションを企画しておりますので、奮ってご参加下さい。

また、講演終了後、日比谷パレスで懇親会を開催致します（立食形式・フリードリンクで参加費 5,000 円）。懇親会では、講師やパネリストの演奏する軽音楽イベント（Arbitration Rock!）も開催されます。講演会とあわせて是非とも参加をご検討下さい。

日本仲裁人協会の歩み

2016年

- 1月 19日：研究委員会研究講座「国際仲裁における追加当事者の手続参加の実務」
報告者：井上葵会員（弁護士、当協会国際仲裁・ADR委員会共同委員長）
- 1月 27日：「レイエス教授（SICCシンガポール国際商事裁判所・国際裁判官）による「仲裁ワークショップ」～弁護士・企業法務担当者・仲裁人のために～」
講 師：Anselmo Reyes氏（同志社大学法学部法学院研究科客員教授）
- 2月 4日：国際紛争解決セミナー「ユーザーの視点から見た国際仲裁への実践的対応—模擬仲裁ビデオ・教材を使用した準備手続会の実践的解説を含めて—」
講 師：高取芳宏会員（弁護士、当協会常務理事）
大貫雅晴会員（元JCAA理事、当協会理事）
児玉実史会員（弁護士、当協会理事）
- 2月 5日：ハーグ条約招へい事業「エバーハルト・カール独元裁判官による講演会」
講 師：Eberhard Carl氏（独元裁判官）
- 2月 14日：「第9回模擬仲裁日本大会」後援
- 2月 29日：研究委員会研究講座「モンゴルの調停制度－0からの制度構築－」
報告者：岡英男氏（弁護士、元JICA長期派遣専門家）
- 3月 1日：2016年度日本仲裁人協会通常総会開催
仲裁の日記念セミナー「TPPと今後の世界貿易と日本」
講 師：鶴岡公二氏（内閣官房TPP対策本部首席交渉官）
- 4月 21日：研究委員会研究講座「日本の当事者が関与する紛争にとってなぜDIS仲裁が理想的な選択肢となり得るか」
報告者：Francesca Mazza氏（ドイツ仲裁協会（DIS）Secretary General）
Stephan Wernicke氏（DIHK, Association of German Chambers of Commerce and Industry, Head of Legal）
Peter Heckel氏（Hengeler Müllerパートナー）
Christopher Lau氏（3 Verulam Buildings シニアカウンセル）
手塚裕之会員（弁護士、当協会常務理事）
司 会：早川吉尚会員（弁護士、当協会常務理事）
- 5月 18日：研究委員会研究講座「建設工事紛争審査会における紛争解決の実務」
報告者：須藤英章氏（弁護士）
- 6月 14日：研究委員会研究講座「医療領域における院内メディエーターについて」
報告者：和田仁孝氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 7月 20日：「シンガポールにおける紛争解決・国際仲裁実務の最前線」
講 師：Suresh Divyanathan氏（Oon&Bazul商事仲裁部門代表パートナー）
大貫雅晴会員（元JCAA理事、当協会理事）
茂木鉄平会員（弁護士、当協会関西支部副支部長）
児玉実史会員（弁護士、当協会理事）
- 8月 23日：研究委員会研究講座「日本ADR協会の活動の紹介」
報告者：佐藤昌之氏（特定非営利活動法人ITS Japan理事）
河井聰会員（弁護士、日本ADR協会理事、当協会理事）
- 9月 8日：在関西領事館等との交流会
講 師：内山由紀氏（弁護士）
豊島ひろ江会員（弁護士、当協会事務局次長）
板野充倫氏（弁護士）
濱田雄久会員（弁護士、当協会事務局次長）

- 9月 12日：国際仲裁に関するICDR Y&IとYJAAによる共同セミナー「シンガポール弁護士会のADRスキーム／シンガポールにおける最新の紛争解決の枠組み：SIAC規則2016とSIAC-SIMC Arb-Med-Arb議定書」
報告者：Paul Sandosham氏（Partner of Clifford Chance Asia, Vice-Chairman of International Arbitration Sub-Committee of Law Society ADR Committee）
Seah S. Lee氏（Head (North East Asia) of Singapore International Arbitration Centre）
- 10月 3日：国際紛争解決セミナー「韓国仲裁の最新事情—KCABとJCAAの実務上の相違点—」
講 師：山口孝司会員（弁護士、当協会関西支部副支部長）
Heehwan Kwon氏（大韓商事仲裁院Director）
大貫雅晴会員（元JCAA理事、当協会理事）
小林和弘会員（弁護士、当協会関西支部事務局長）
通 訳：長田真里会員（大阪大学大学院法学研究科教授、当協会関西支部副支部長）
- 11月 17日：外務省領事局ハーグ条約室による講演会
講 師：日高麻里絵氏（外務省領事局ハーグ条約室首席事務官）
池田綾子会員（弁護士）
- 11月 18日：研究委員会研究講座「リオオリンピックにおけるスポーツ仲裁裁判所の臨時仲裁廷の事例紹介」
報告者：石原遙平氏（弁護士、（公財）日本スポーツ仲裁機構仲裁調停専門員）
杉山翔一氏（弁護士、（公財）日本スポーツ仲裁機構仲裁調停専門員）
小川和茂氏（（公財）日本スポーツ仲裁機構理解増進事業専門員）
- 11月25日～27日：英語による国際家事調停人養成研修
講 師：レビン小林久子会員（元九州大学大学院教授、当協会理事）
- 11月 28日・29日：国際仲裁実務研修講座
講 師：手塚裕之会員（弁護士、当協会常務理事）
古田啓昌会員（弁護士、当協会理事）
高取芳宏会員（弁護士、当協会常務理事）
河端雄太郎会員（弁護士、当協会国際仲裁・ADR委員会共同委員長）
井上葵会員（弁護士、当協会国際仲裁・ADR委員会共同委員長）
- 12月 2日：研究委員会研究講座「国際仲裁における仲裁人選定の実務」
報告者：高取芳宏会員（弁護士、当協会常務理事）
松本はるか氏（弁護士）
- 12月 5日：国際紛争解決セミナー「ユーザーの視点から見た国際仲裁への実践的対応—模擬仲裁ビデオ・教材を使用した実践的解説—」
講 師：高取芳宏会員（弁護士、当協会常務理事）
- 12月 12日：「ヨーロッパにおける仲裁・調停および仲裁と調停の組み合わせ」
講 師：Domenico Di Pietro氏（Freshfields Bruckhaus Deringer LLPシニアアソシエイト）
- 12月 14日：研究委員会研究講座「仲裁合意の主觀的適用範囲について」
報告者：中村達也氏（国士館大学教授、JCAA理事）

2017年

- 1月 24日：研究委員会研究講座「UNCITRALにおける商事調停和解の執行に関する検討について」
報告者：山田文氏（京都大学教授）